

令和7年

秋の火災予防運動

【実施期間】 11月9日（日）～11月15日（土）



全国统一防火標語



「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



【重点目標】

地震火災対策の推進

住宅防火対策の推進

林野火災予防対策の推進

【推進項目】

防火対象物等における防火安全対策の徹底

製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

放火火災防止対策の推進

【実施機関】

三木市消防本部（署）・三木市消防団

【推進団体】

三木防火協会

令和7年 秋の火災予防運動実施要綱

三木市消防本部（署）

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 重点目標

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

3 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 放火火災防止対策の推進

地震火災対策の推進

感震ブレーカーの設置、家具等の転倒防止措置、安全装置等を備えた火気器具等の使用など、出火防止対策を講じましょう。

地震火災を防ぐ15のポイント

○ 事前の対策

- 1 住まいの耐震性を確保する
- 2 家具等の転倒防止対策（固定）を行う
- 3 感震ブレーカーを設置する
- 4 ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
- 5 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
- 6 住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器）を設置する



- 7 地震直後の行動（8～10）について平時から玄関等に表示し、避難時に確認できるようにする

○ 地震直後の行動

- 8 停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
- 9 避難するときはブレーカーを落とす
- 10 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する

○ 地震からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

- 11 ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する
- 12 再通電後は、しばらく電気器具に異常（煙、におい）がないか注意を払う

○ その他日頃からの対策

- 13 自分の地域での地震火災による影響を把握する
- 14 消防団や自主防災組織等へ参加する
- 15 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る

住宅防火対策の推進

火災予防啓発キャンペーン・各地区文化祭等を通して、

- ・住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の周知
 - ・住宅用消火器等住宅用防災機器等の普及促進
 - ・たばこ火災の注意喚起
 - ・防災品の普及促進
- を行います。



林野火災予防対策の推進

秋は空気が乾燥し始め、林野火災の発生件数が増加する傾向にあります。

たき火の届出の徹底や広報・啓発の強化などについて関係機関と連携して取組みを推進し、林野火災に対する防火意識の醸成を図ります。

- ・林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- ・火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ・火入れに際しての手続等の徹底
- ・林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の実施



☆ 住宅用火災警報器を設置しましょう ☆

住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を早期に感知してあなたやあなたの家族の命を守ります。設置する場所は、台所・寝室・階段（寝室のある階の階段）です。

まだ設置されていない場合は、早急に設置をお願いします。また、設置されている住宅については、適切な維持管理をお願いします。

住宅用火災警報器を各部屋に取り付けましょう。



☆ 住宅用火災警報器は10年を目安に交換を☆

住宅用火災警報器は、古くなると本体内部の機器が劣化し、火災を感知しなくなることがあります。設置から10年以上経過している場合は、交換しましょう。

また、交換の際には、一つの機器が感知すれば全てが鳴動する「連動型住宅用火災警報器」の設置を推奨します。



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

－ 4つの習慣・6つの対策－

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

☆ ご家庭に住宅用消火器を設置しましょう！

住宅用消火器は、油火災、電気火災にも対応しており、火災発生初期には非常に有効です。ホームセンター等で購入できますので、大切な家族の生命・身体・財産を守るためにも住宅用消火器を設置しましょう。



防火対象物等における防火安全対策の徹底

物品販売店舗等（特定防火対象物）・危険物移動タンク貯蔵所に立入検査を実施し、防火管理体制の強化を図ります。特に、高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設等における防火安全対策の徹底を図ります。



製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

電気用品や暖房機器などは、使用方法を間違えると火災の発火源となることがあり、大変危険です。適切な使用と維持管理をするようにしましょう。

また、近年リチウムイオン蓄電池等の充電式電池に起因する火災が増加傾向にあります。取扱説明書に従って使用し、不要になった電池で、リサイクルマークのある充電式電池は、家電量販店やホームセンター等に設置されている回収ボックスをご利用いただくか、三木市でも回収を行っておりますので、詳しくは三木市のホームページをご参照ください。

多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベント、祭り等の多数の者が集合する催しにおいては、火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。火気の使用及びガソリン等の危険物を使用する場合には、十分注意してください。発電機やガス器具を使用される場合は、必ず機器の説明書等をよく読み、安全に使用してください。



乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

木造建築物の密集する地域は、乾燥時や強風時には出火及び火災拡大の危険性が高いため、厨房設備等の火気設備等の適切な取扱いが重要です。また、たき火等を行う場合の消火準備、屋内外における安全な火気取扱い及び工事等における火気管理が大切です。

放火火災防止対策の推進

放火されない環境づくりを心がけましょう。

- ・屋外に可燃物を放置しない。
- ・センサー付き照明や街灯の増設など。

消防署と消防団では、広報パトロールを実施します。

放火防止は地域ぐるみで取り組みが必要です。



お問い合わせ先

三木市消防本部 予防課 予防係

TEL 89-0171 ダイヤルイン

実施行事

実施行事	期間	場所等	実施機関
市内移動タンク貯蔵所一斉検査	11月7日(金)	消防本部	消防本部
小学生火災予防啓発ポスター (入賞作品展示)	11月7日(金) ～11月13日(木)	三木市役所 プロムナード	消防本部
一日消防士研修会	11月26日(水)	三木市消防本部	消防本部 三木防火協会
火災予防啓発キャンペーン (住宅防火対策の推進等)	11月10日(月) 10:00～	イオン三木店	消防本部 トライやる 参加生徒
消防総合訓練	11月13日(木) 14:00～	三木すみれ園	消防署
文化祭消防展 (住宅防火対策の推進等)	11月9日(日) 11月23日(日)	細川町公民館 中央公民館	消防署 消防本部
広報パトロール	期間中	市内全域	消防署 消防団
消防団消防訓練	期間中	各地区	消防団
査 察	期間中	各事業所	消防本部
火災予防PR	期間中	広報紙等 三木市ホームページ	消防本部
広報紙「防火みき」 (事業所版発行)	期間前	防火協会会員事業所	消防本部 三木防火協会
火災予防ポスター配布	期間前	自治会・事業所	消防本部 三木防火協会
のぼり旗(火の用心) 懸垂幕の掲出	期間中	消防庁舎	消防本部 消防署
訓練指導・消防教室 救急講習会の開催	年間(随時)	自治会・事業所 団体等	消防本部 消防署